

第4次高砂市総合計画

基本構想（素案）

新 旧 対 照 表			
平成22年1月22日	第1版	平成22年2月19日	第2版

※ 部分は、修正箇所です。

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
1 頁	<p>第 1 部 序論 第 1 章 総合計画の策定にあたって</p> <p>第 1 節 計画策定の趣旨</p> <p>本市では 2000 年度（平成 12 年度）に、第 3 次高砂市総合計画「市民がつくる 活力とやさしさはぐくむ交流のまち 高砂」を策定しました。少子高齢化、高度情報化、国際化の進展により、個性化、多様化する市民の意識や価値観を受け入れる共生社会の実現に向け、自主的かつ自律的なまちづくりをめざして、各種施策を展開してきました。</p> <p>第 3 次高砂市総合計画の目標年次である 2010 年度（平成 22 年度）をむかえ、地方分権の推進や人口減少社会の到来など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。こうした環境変化に対応するべく、行政運営の方針や方向に新たな課題が生じてきています。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民と行政が一体となり、現代にふさわしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくために、将来行動の指針として「第 4 次高砂市総合計画」を策定し、将来を展望した都市像の基本的な方向を示します。</p> <p>策定にあたって、この計画はこれまでの基本構想における考え方もふまえた計画とし、時代に即した本市の上位計画として位置づけられます。また、さまざまな分野別で策定している計画と相互に関連性を図り、体系づけるものとします。</p>	1 頁	<p>第 1 部 序論 第 1 章 総合計画の策定にあたって</p> <p>第 1 節 計画策定の趣旨</p> <p>本市では 2000 年度（平成 12 年度）に、第 3 次高砂市総合計画「市民がつくる 活力とやさしさはぐくむ交流のまち 高砂」を策定しました。少子高齢化、高度情報化、国際化の進展により、個性化、多様化する市民の意識や価値観を受け入れる共生社会の実現に向け、自主的かつ自律的なまちづくりをめざして、各種施策を展開してきました。</p> <p>第 3 次高砂市総合計画の目標年次である 2010 年度（平成 22 年度）をむかえ、地方分権の推進や人口減少社会の到来など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。こうした環境変化に対応するべく、行政運営の方針や方向に新たな課題が生じてきています。</p> <p>本市の財政は、景気低迷の影響により市税収入等が減収する一方、少子高齢化による社会保障費の増加や市民病院の経営改善支援、老朽化施設の維持補修や耐震化事業等にかかる費用の増加に伴って厳しい状況にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民と行政が一体となり、現代にふさわしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくために、将来行動の指針として「第 4 次高砂市総合計画」を策定し、将来を展望した都市像の基本的な方向を示します。</p> <p>策定にあたって、この計画はこれまでの基本構想における考え方もふまえた計画とし、時代に即した本市の上位計画として位置づけられます。また、さまざまな分野別で策定している計画と相互に関連性を図り、体系づけるものとします。</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
2 頁	第 2 節 計画の構成 (略)	2 頁	第 2 節 計画の構成 (略)
3 頁	第 3 節 計画の期間 (略) * 図表 (省略)	3 頁	第 3 節 計画の期間 (略) * 図表 (省略)・・・※基本的な施策の掲載順を章立て通りに変更
4 頁	第 2 章 計画策定の背景 第 1 節 社会経済状況の変化 <u>1. 少子高齢化の進展</u> 我が国は、既に本格的な人口減少社会に入っており、今後、年少者の人口の割合が減少し、一方で高齢者の人口の割合が増加し、急速に少子高齢化社会へ移行していきます。 このような状況のもと、少子化に対しては、子どもを安心して産み育てることができる社会環境づくりが重要となっています。また、高齢化に対しては、医療や介護・福祉等の需要が増加し、かつ、そのニーズは多様化していきます。一方では、高齢者が健康で自立して生活できるよう、これまでの知識や経験を活かした社会参加のできる環境づくりが求められています。 さらに、少子高齢化社会を支える生産年齢人口の増加が期待できない状況のもとでは、様々な分野で社会システムの見直しが必要になるといわれています。 <u>2. 価値観・ライフスタイルの多様化</u> (略)	4 頁	第 2 章 計画策定の背景 第 1 節 社会経済状況の変化 <u>1. 少子高齢化の進展</u> 我が国は、既に本格的な人口減少社会に入っており、今後、年少者の人口の割合が減少し、一方で高齢者の人口の割合が増加し、急速に少子高齢社会へ移行していきます。 このような状況のもと、少子化に対しては、子どもを安心して産み育てることができる社会環境づくりが重要となっています。また、高齢化に対しては、医療や介護・福祉等の需要が増加し、かつ、そのニーズは多様化していきます。一方では、高齢者が健康で自立して生活できるよう、これまでの知識や経験を活かした社会参加のできる環境づくりが求められています。 さらに、少子高齢社会を支える生産年齢人口の増加が期待できない状況のもとでは、様々な分野で社会システムの見直しが必要になるといわれています。 <u>2. 価値観・ライフスタイルの多様化</u> (略)
5 頁	<u>3. 暮らしの安全・安心の確保</u> 我が国の交通事故による死傷者数は年々減少を続けていますが、少子高齢化社会においては、特に、高齢者や子どもにとって身近な都市基盤の安全性を高めることが求められています。 (略)	5 頁	<u>3. 暮らしの安全・安心の確保</u> 我が国の交通事故による死傷者数は年々減少を続けていますが、少子高齢社会においては、特に、高齢者や子どもにとって身近な都市基盤の安全性を高めることが求められています。 (略)

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
5 頁	<u>4. 循環型社会への転換</u> (略)	5 頁	<u>4. 循環型社会への転換</u> (略)
	<u>5. 高度情報化社会の進展</u> (略)		<u>5. 高度情報化社会の進展</u> (略)
6 頁	<u>6. 産業・雇用構造の変化</u> (略)	6 頁	<u>6. 産業・雇用構造の変化</u> (略)
	<u>7. 地方分権改革</u> (略)		<u>7. 地方分権改革</u> (略)
7 頁	第 2 節 高砂市の地域特性 <u>1. 自然的・地理的特性</u> (略)	7 頁	第 2 節 高砂市の地域特性 <u>1. 自然的・地理的特性</u> (略)
	<u>2. 歴史的的特性</u> (略)		<u>2. 歴史的的特性</u> (略)
8 頁	高砂市のあゆみ（省略）	8 頁	高砂市のあゆみ（省略）・・・変更なし
9 頁	<u>3. 経済的・社会的特性</u> (1) 人口動態 (略)	9 頁	<u>3. 経済的・社会的特性</u> (1) 人口動態 (略)
11 頁	(2) 産業 (略)	11 頁	(2) 産業 (略)
		12 頁	(3) 財政の状況 ① 歳入の推移（一般財源ベース） 本市の過去 10 年間の税収、交付金等を含んだ一般財源ベースの歳入をみると、2006 年度（平成 18 年度）の 241 億円がピークでほぼ横ばいの状況となっており、地価下落による固定資産税の減少以降、ほぼ一定の水準で推移しています。 * 図表（省略）

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）	新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）
	<p>13 頁</p> <p>② 歳出の（性質別）の推移（一般財源ベース）</p> <p>本市の過去 10 年間の歳出全体をみると、公債費及び下水道や市民病院等の他会計への繰出金の増加等により、2004 年度（平成 16 年度）以降増加しています。2008 年度（平成 20 年度）に 233 億円とピークになった主な要因は、市民病院の不良債権解消のための一般会計からの特別繰出によるものです。</p> <p>* 図表（省略）</p> <p>③ 借入れと償還金の推移</p> <p>本市の過去 10 年間の借入れと償還金をみると、地方債（借入れ）は 2000 年度（平成 12 年度）をピークに減少し 2006 年度（平成 18 年度）より増加に転じており、公債費（償還額）はほぼ増加傾向で推移しています。また、起債残高は、2003 年度（平成 15 年度）にピークの 344 億円となり、以降は減少しています。</p> <p>* 図表（省略）</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
13 頁	<p>第 2 部 基本構想</p> <p>I. 基本理念</p> <p>1 基本理念と将来像</p> <p>暮らしを支える「衣・食・住・遊・知・休」という分野にわたり豊かさが実感でき、自然や歴史・文化、産業に恵まれた環境で健やかに楽しく安心して住み続けられ、住んでいることに誇りを持てる生活文化都市をめざします。</p> <p>まちづくりの主役は一人ひとりの市民であることを念頭におき、市民の安全・安心を第一に考え、「健康」「環境」「文化」をキーワードに、市民とともにまちづくりを進めます。</p> <p>健康：少子高齢社会に対応する福祉・保健・医療の充実を図り、いつまでも安心して暮らしていけるまちづくり</p> <p>環境：自然と共生し、生活・都市基盤の充実に努め、地球環境にも配慮した、将来にわたり住みよいまちづくり</p> <p>文化：歴史文化を再認識し、保存、継承、発展させ、新たな文化を創造し、ふるさと意識あふれるまちづくり</p>	14 頁	<p>第 2 部 基本構想</p> <p>I. 基本理念</p> <p>1 基本理念と将来像</p> <p>『くらし』が地域の活力を生み、まちを輝かせます。</p> <p>暮らしを支えているのは、衣・食・住・遊・知・休の分野の総合です。各分野にわたり豊かさを実感でき、市民が互いに「絆」で結ばれ、自然や歴史・文化、産業に恵まれた環境で、住んでいることに、誇りが持てる生活文化都市をめざします。</p> <p>まちづくりの主役は生活者である市民一人ひとりであることから、市民の安全・安心づくりを基本とし、「自助、共助、公助」の理念に基づき、相互の連携をとり、「健康」「環境」「文化」をキーワードに、市民とともにまちづくりを進めます。</p> <p>そのために、都市経営の視点のもと、財政苦境を克服し、市民ニーズを的確に捉え、社会経済の変動にも柔軟に対応できる力を発揮し、参画と協働による持続可能な地域経営を行わなければなりません。</p> <p>そして、将来都市像を実現するため、福祉・保健・医療・教育の充実を基盤としつつ、交通の利便性の向上、産業の活動促進、環境負荷の低減に努め、人が文化をつくり、文化が人をつくるにぎわいとうるおいのあるまちづくりを推進します。</p> <p>健康：少子高齢社会に対応する福祉・保健・医療の充実を図り、いつまでも安心して暮らしていけるまちづくり</p> <p>環境：自然と共生し、生活・都市基盤の充実に努め、地球環境にも配慮した、将来にわたり住みたいまちづくり</p> <p>文化：歴史文化を再認識し、保存、継承、発展させ、新たな文化を創造し、ふるさと意識あふれるまちづくり</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
13 頁	このようなまちづくりを進めるため、めざすべき都市の将来像を次のとおり設定します。	14 頁	このようなまちづくりを進めるため、めざすべき都市の将来像を次のとおり設定します。
14 頁	<p>例示</p> <p>「～歴史を未来につなぐ、人・文化・産業がきらめく～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～夢と希望と誇り高まるまち～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～元気いっぱい、夢いっぱい～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～こころ豊かな生活重視のまち～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～個性きらめき、夢かがやくまち～生活文化都市 高砂」</p> <p>等々 もっと多く掲載し、審議会での意見を聞いて最終的にキャッチフレーズを盛り込む。</p> <p>■生活文化を構成する分野 *表（省略）、※枠内 ●歴史</p>	15 頁	<p>例示</p> <p>「～歴史を未来につなぐ、人・文化・産業がきらめく～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～夢と希望と誇り高まるまち～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～元気いっぱい、夢いっぱい～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～こころ豊かな生活重視のまち～生活文化都市 高砂」</p> <p>「～個性きらめき、夢かがやくまち～生活文化都市 高砂」</p> <p>等々 もっと多く掲載し、審議会での意見を聞いて最終的にキャッチフレーズを盛り込む。</p> <p>■生活文化を構成する分野 *表（省略）※枠内 ●自然・歴史に変更</p>
15 頁	<p>2 将来の目標人口</p> <p>本市の将来の目標人口は、過去の推移を基に算出した推計人口の減少数を抑える施策を展開し、2020 年度（平成 32 年度）における人口を 95,000 人、世帯数を 40,900 世帯とします。</p> <p>*図表（省略）</p>	16 頁	<p>2 将来の目標人口</p> <p>本市の将来の目標人口は、過去の推移を基に算出した推計人口の減少数を抑える施策を展開し、2020 年度（平成 32 年度）における人口を 95,000 人、世帯数を 40,900 世帯とします。</p> <p>人口の減少を抑えるため、企業誘致による雇用創出、鉄道駅の利便性の向上、少子化対策や積極的な教育・文化・福祉施策等を推進し、住みたくなるまちづくりを進め、市外からの人口流入及び定住を促進します。</p> <p>*図表（省略）・・・変更なし</p>
16 頁	<p>3 土地利用</p> <p>1. 土地利用構成（略）</p> <p>2. 土地利用構想（略）</p>	17 頁	<p>3 土地利用</p> <p>1. 土地利用構成（略）</p> <p>2. 土地利用構想（略）</p>
18 頁	【土地利用構想図】（省略）	19 頁	【土地利用構想図】（省略）・・・変更なし

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
19 頁	<p>II. 施策の大綱</p> <p>将来都市像の実現に向けて、次の 7 つの基本目標を定めます。</p> <p>I 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市</p> <p>II ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市</p> <p>III 地域の暮らしを守る安全安心都市</p> <p>IV 自然と調和した環境共生都市</p> <p>V 未来を拓き躍動する産業交流都市</p> <p>VI みんなの個性あふれる市民参画都市</p> <p>VII 親しみある簡素で開かれた地域経営都市</p>	20 頁	<p>II. 施策の大綱</p> <p style="text-align: right;">施策の大綱及び施策の体系</p> <p>将来都市像の実現に向けて、次の 7 つの基本目標を定めます。</p> <p>I (VI) みんなの個性あふれる市民参画都市 ※()内は、第 1 版の構成、以下同様</p> <p>II (I) 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市</p> <p>III (II) ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市</p> <p>IV (III) 地域の暮らしを守る安全安心都市</p> <p>V (IV) 自然と調和した環境共生都市</p> <p>VI (V) 未来を拓き躍動する産業交流都市</p> <p>VII 親しみある簡素で開かれた地域経営都市</p> <p><施策> ⇒ <施策の分野></p>
20 頁	<p><施策> ⇒ <施策の分野></p> <p>(I 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市)</p> <p>1 市民の暮らしを支える福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉 ●子育て支援 ●ひとり親家庭の自立支援 ●障がい者福祉 ●高齢者福祉 ●生活困窮者支援 <p>2 健康づくりのための保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康増進 ●地域医療 ●福祉医療 <p>3 安心を確保する社会保障制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険 ●国民年金 	21 頁	<p>(I みんなの個性あふれる市民参画都市)</p> <p>1 参画と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民参画 ●広報・広聴 ●コミュニティ <p>(II 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市)</p> <p>1 市民の暮らしを支える福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉 ●子育て支援 ●ひとり親家庭の自立支援 ●障がい者福祉 ●高齢者福祉 ●生活困窮者支援 <p>2 健康づくりのための保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康増進 ●地域医療 ●福祉医療 <p>3 安心を確保する社会保障制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険 ●国民年金

旧（平成22年1月22日【第1版】）		新（平成22年2月19日【第2版】）	
20 頁	<p>(II ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市)</p> <p>1 自立的に生きる力を培う教育の充実 ●幼児期の教育●確かな学力●豊かな心●健やかな体●特別支援教育</p> <p>2 命や人権を大切に作る心の育成 ●共生の心●生徒指導・教育相談●体験活動</p> <p>3 安全安心で信頼される園・学校づくり ●学校の組織力●教職員の資質能力●学習環境●教育委員会機能</p> <p>4 連携した教育の支援 ●家庭の教育力●地域の教育力</p> <p>5 生涯学習社会づくり ●社会教育・生涯学習●生涯スポーツ</p> <p>6 創造性豊かな芸術・文化の振興 ●芸術・文化●市史編さん●国際交流</p> <p>7 個性を認め合える人権の尊重 ●人権教育・人権啓発●男女共同参画</p> <p>(III 地域の暮らしを守る安全安心都市)</p> <p>1 総合的な安全体制づくり ●消防●救急●防災●防犯●交通安全</p> <p>2 安心で平和な市民生活支援 ●平和行政●消費生活</p> <p>(IV 自然と調和した環境共生都市)</p> <p>1 快適な生活環境の充実 ●水道●ごみ処理●下水道●し尿処理●斎場</p> <p>2 環境保全による共生と循環 ●地球温暖化対策●地域環境の保全</p> <p>3 安全で快適な都市基盤の整備 ●土地利用●交通施設●公園・緑地●河川●公共施設●市街地整備●景観まちづくり</p> <p>(V 未来を拓き躍動する産業交流都市)</p> <p>1 伝統的、先端的な産業の振興</p>	21 頁	<p>(III ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市)</p> <p>1 生きる力を培う教育の充実 ●幼児期の教育●確かな学力●豊かな心●健やかな体●特別支援教育</p> <p>2 命や人権を大切に作る心の育成 ●共生の心●生徒指導・教育相談●体験活動</p> <p>3 安全安心で信頼される園・学校づくり ●学校の組織力●教職員の資質能力●学習環境●教育委員会機能</p> <p>4 連携した教育の支援 ●家庭の教育力●地域の教育力</p> <p>5 生涯学習社会づくり ●社会教育・生涯学習●生涯スポーツ</p> <p>6 創造性豊かな芸術・文化の振興 ●芸術・文化●市史編さん●国際交流</p> <p>7 個性を認め合える人権の尊重 ●人権教育・人権啓発●男女共同参画</p> <p>(IV 地域の暮らしを守る安全安心都市)</p> <p>1 総合的な安全体制づくり ●消防●救急●防災●防犯●交通安全</p> <p>2 安心で平和な市民生活支援 ●平和行政●消費生活</p> <p>(V 自然と調和した環境共生都市)</p> <p>1 快適な生活環境の充実 ●水道●ごみ処理●下水道●し尿処理●斎場</p> <p>2 環境保全による共生と循環 ●地球温暖化対策●地域環境の保全</p> <p>3 安全で快適な都市基盤の整備 ●土地利用●交通施設●公園・緑地●河川●港湾●市営住宅●市街地整備●景観まちづくり</p> <p>(VI 未来を拓き躍動する産業交流都市)</p> <p>1 伝統的、先端的な産業の振興</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
20 頁	<p>●農業●水産業●工業●商業</p> <p>2 勤労者対策の充実</p> <p>●勤労者対策</p> <p>3 地域資源を活かした観光の振興</p> <p>●観光●地域交流</p> <p>(VI みんなの個性あふれる市民参画都市)</p> <p>1 参画と協働の推進</p> <p>●広報・広聴●市民参画●コミュニティ</p> <p>(VII 親しみある簡素で開かれた地域経営都市)</p> <p>1 効率的な執行体制の整備</p> <p>●組織・人事管理●事務管理●行財政運営</p> <p>2 広域化・情報化の円滑な推進</p> <p>●広域行政●情報施策</p>	21 頁	<p>●農業●水産業●工業●商業</p> <p>2 勤労者対策の充実</p> <p>●勤労者対策</p> <p>3 地域資源を活かした観光の振興</p> <p>●観光●地域交流</p> <p>(VII 親しみある簡素で開かれた地域経営都市)</p> <p>1 効率的な執行体制の整備</p> <p>●行財政運営●組織・人事管理●事務管理</p> <p>2 広域連携・情報化の円滑な推進</p> <p>●広域行政●情報施策</p>
42 頁	<p>第 6 章 みんなの個性あふれる市民参画都市</p> <p>まちづくりを総合的に推進するためには、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行うとともに、「まちづくりの主役は一人ひとりの市民である」ことから、市民の市政への積極的な参加・参画を促進し、市民、事業者、行政の役割分担、さらには相互の連携体制を明確にし、市民と共に築くまちづくりを進めます。</p>	22 頁	<p>第 1 章 みんなの個性あふれる市民参画都市</p> <p>まちづくりを総合的に推進するためには、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行うとともに、「まちづくりの主役は一人ひとりの市民である」ことから、市民の市政への積極的な参加・参画を促進し、市民、事業者、行政の役割分担、さらには相互の連携体制を明確にし、市民とともに築くまちづくりを進めます。</p>
43 頁	<p>第 1 節 参画と協働の推進</p> <p>1 広報・広聴 (略)</p>	23 頁	<p>第 1 節 参画と協働の推進</p> <p>1 市民参画 (略)</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
43 頁	<p>2 市民参画 （略）</p> <p>3 コミュニティ 地域でのコミュニティ形成や活動を促し市民相互の連帯感の醸成が図られるよう積極的に支援し、市民と行政が協働でまちづくりを進める環境づくりを推進します。</p>	23 頁	<p>2 広報・広聴 （略）</p> <p>3 コミュニティ 地域でのコミュニティ形成や市民相互の連帯感の醸成が図られるよう情報の共有化を図り、地域主体のまちづくりを進める環境づくりを推進します。</p>
21 頁	<p>第 1 章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市 （略）</p>	24 頁	<p>第 2 章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市 （略）</p>
22 頁	<p>第 1 節 市民の暮らしを支える福祉の充実</p> <p>1 地域福祉 （略）</p> <p>2 子育て支援 （略）</p> <p>3 ひとり親家庭の自立支援 （略）</p> <p>4 障がい者福祉 障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域社会で自立した生活を送れる社会を築くため、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。</p>	25 頁	<p>第 1 節 市民の暮らしを支える福祉の充実</p> <p>1 地域福祉 （略）</p> <p>2 子育て支援 （略）</p> <p>3 ひとり親家庭の自立支援 （略）</p> <p>4 障がい者福祉 障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会を築くため、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
23 頁	<p>5 高齢者福祉</p> <p>高齢者が、住みなれた地域で住み続けるため、健康の保持・増進と生活の安定を支援する環境づくりに取組みます。介護の質の充実を図るとともに、就労機会、社会的活動に参加する機会や社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚した地域社会を整備します。持続可能な介護制度の構築に向けた取組みを図ります。</p> <p>6 生活困窮者支援</p> <p>社会保障制度、雇用対策の活用を促進し、自立意欲の向上と生活の安定を図ります。被保護者には生活保護制度の適正な運用に努め、離職者や生活困窮者には関係機関や民生委員、生活保護相談員、就労指導員との連携のもと、相談・指導体制を充実します。</p> <p>第 2 節 健康づくりのための保健・医療の充実</p> <p>1 健康増進</p> <p>市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。健やかな生活が維持できるように、食育や生活習慣病予防対策を推進します。受けやすい健康診査・検診体制づくりに努め、市民一人ひとりのライフステージに合わせた地域保健活動を充実します。</p> <p>2 地域医療 (略)</p> <p>3 福祉医療</p> <p>健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者、乳幼児、障がい者、母子等に対して、各種医療費助成を実施することにより、経済的支援を行います。</p>	26 頁	<p>5 高齢者福祉</p> <p>高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の保持・増進と生活の安定を支援する環境づくりに取組みます。介護の質の充実を図るとともに、就労機会、社会的活動に参加する機会が得られ、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚した地域社会を整備します。持続可能な介護制度の構築に向けた取組みを図ります。</p> <p>6 生活困窮者支援</p> <p>社会保障制度、雇用対策の活用を促進し、自立意欲の向上と生活の安定を図ります。被保護者には生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、離職者や生活困窮者には関係機関・民生委員と生活保護相談員、就労指導員との連携のもと、相談・指導体制を充実します。</p> <p>第 2 節 健康づくりのための保健・医療の充実</p> <p>1 健康増進</p> <p>市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。健やかな生活が維持できるように、食育や生活習慣病予防対策を推進します。受けやすい健康診査・検診体制づくりに努め、市民一人ひとりのライフサイクルステージに合わせた地域保健活動を充実します。</p> <p>2 地域医療 (略)</p> <p>3 福祉医療</p> <p>健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等に対して、各種医療費助成を実施することにより、経済的支援を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
24 頁	<p>第 3 節 安心を確保する社会保障制度の啓発</p> <p>1 国民健康保険 （略）</p> <p>2 国民年金 国民年金被保険者については、適用対象者を的確に把握し、受給権確保を図ることが重要であり、加古川年金事務所と連携を図ります。 また、加入促進や制度周知のため、広報を充実し、正しい知識の普及、啓発に努めます。</p>	27 頁	<p>第 3 節 安心を確保する社会保障制度の啓発</p> <p>1 国民健康保険 （略）</p> <p>2 国民年金 国民年金被保険者については、適用対象者を的確に把握し、受給権確保を図ることが重要であり、加古川年金事務所と連携を図ります。 また、加入促進や制度周知のため、広報を充実し、知識の普及、啓発に努めます。</p>
25 頁	<p>第 2 章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市</p> <p>人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達の変化の激しい社会の中で自立的に生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の 3 つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって安心して学べる学校づくりを進めます。 また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。</p>	28 頁	<p>第 3 章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市</p> <p>人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達の変化の激しい社会の中で生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の 3 つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって安心して学べる学校づくりを進めます。 また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。</p>
26 頁	<p>第 1 節 自立的に生きる力を培う教育の充実</p> <p>1 幼児期の教育 （略）</p> <p>2 確かな学力 新学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動・言語活動をすべての教科等に</p>	29 頁	<p>第 1 節 生きる力を培う教育の充実</p> <p>1 幼児期の教育 （略）</p> <p>2 確かな学力 新学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動をすべての教科等において充実</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
26 頁	<p>において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育 9 年間で向上させる取組みを推進します。</p> <p>3 豊かな心 自他を愛し、自他の命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる心など、「豊かな心」をさらに育む取組みを推進します。</p> <p>4 健やかな体 運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取り組めます。また、心身の健康の保持のため、学校・家庭・地域が連携して、「食育」等生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う教育を推進します。</p> <p>5 特別支援教育 (略)</p>	29 頁	<p>させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育 9 年間で向上させる取組みを推進します。</p> <p>3 豊かな心 自他を愛し、自他の命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる心など、教育活動全体の中で「豊かな心」をさらに育む取組みを推進します。</p> <p>4 健やかな体 運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取り組めます。また、心身の健康の保持のため、学校・家庭・地域が連携して、「食育」等生涯を通じて健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進します。</p> <p>5 特別支援教育 (略)</p>
27 頁	<p>第 2 節 命や人権を大切にする心の育成</p> <p>1 共生の心 (略)</p> <p>2 生徒指導・教育相談 (略)</p> <p>3 体験活動 (略)</p>	30 頁	<p>第 2 節 命や人権を大切にする心の育成</p> <p>1 共生の心 (略)</p> <p>2 生徒指導・教育相談 (略)</p> <p>3 体験活動 (略)</p>

旧（平成22年1月22日【第1版】）		新（平成22年2月19日【第2版】）	
28 頁	<p>第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり</p> <p>1 学校の組織力 （略）</p> <p>2 教職員の資質能力 教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的な指導力の向上に努めます。</p> <p>3 学習環境 耐震補強事業を実施し、園児、児童、生徒の安全を確保するとともに、地域防災の拠点づくりを進め、良好な教育環境の構築を図ります。 また、就学援助や健康診断など、教育の円滑な実施を図るための環境を整えます。</p> <p>4 教育委員会機能 教育関係の法改正が行われ教育委員会の責任体制の明確化が求められており、教育委員の活動の充実をはかるために、あり方について教育委員会が自ら評価、点検し地域住民等に説明し、その説明責任を果たしながら事業活動の充実に努めます。</p>	31 頁	<p>第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり</p> <p>1 学校の組織力 （略）</p> <p>2 教職員の資質能力 教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、資質と実践的な指導力の向上に努めます。</p> <p>3 学習環境 老朽化施設の改修、耐震補強事業を計画的に実施し、園児児童生徒の安全を確保するとともに、地域防災の拠点づくりを進め、良好な教育環境の構築を図ります。 また、就学援助や健康診断など、教育の円滑な実施を図るための環境を整えます。</p> <p>4 教育委員会機能 教育関係の法改正が行われ教育委員会の責任体制の明確化が求められており、教育委員会の体制の充実をはかるために、事務の管理、執行状況について教育委員会が自ら点検・評価し地域住民等に説明し、その説明責任を果たしながら事業活動の充実に努めます。</p>
29 頁	<p>第4節 連携した教育の支援</p> <p>1 家庭の教育力 子育て中の親に対し、きめ細やかな支援や、次世代の親の育成を図る取組みを行うとともに、家庭の教育力の向上を図る取組みを推進します。</p> <p>2 地域の教育力 （略）</p>	32 頁	<p>第4節 連携した教育の支援</p> <p>1 家庭の教育力 子育て中の親に対し、きめ細やかな支援を行ったり次世代の親の育成を図ったりする取組みを行うなど、家庭の教育力の向上を図る取組みを推進します。</p> <p>2 地域の教育力 （略）</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
29 頁	<p>第 5 節 生涯学習社会づくり</p> <p>1 社会教育・生涯学習 多様化、高度化する市民の学習要求に応える生涯学習の推進を図るため、学校、家庭、地域社会が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会を提供するとともに、市民のだれもが、いつでも自分の意思に基づいて自主的、主体的に取り組むことのできる学習環境の充実を図り、社会教育施設等生涯学習基盤の整備に努めます。また、関係施設とのネットワーク化を進め、効率的な運営に努めます。</p> <p>2 生涯スポーツ (略)</p>	32 頁	<p>第 5 節 生涯学習社会づくり</p> <p>1 社会教育・生涯学習 多様化、高度化する市民の学習要求に応える生涯学習の推進を図るため、学校、家庭、地域社会が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会を提供するとともに、市民のだれもが、いつでも自分の意思に基づいて自主的、主体的に取り組むことのできる学習環境の充実を図り、社会教育施設等生涯学習基盤の整備を行うとともに、関係施設とのネットワーク化を進め、効率的な運営に努めます。</p> <p>2 生涯スポーツ (略)</p>
30 頁	<p>第 6 節 創造性豊かな芸術・文化の振興</p> <p>1 芸術・文化 (略)</p> <p>2 市史編さん (略)</p> <p>3 国際交流 地域の活性化と新たな文化を創造するため、異なった特性を持つ都市や共通課題を持つ都市との情報交換をはじめ、交流と協調を図り、まちの活力や魅力を高めます。 また、日常生活のあらゆる面で国際的なかわりが増大する中、市民の国際感覚の醸成や外国人との相互理解を深めるため、多様な分野での交流などを推進するとともに、市民による国際理解学習の充実を努めます。</p>	33 頁	<p>第 6 節 創造性豊かな芸術・文化の振興</p> <p>1 芸術・文化 (略)</p> <p>2 市史編さん (略)</p> <p>3 国際交流 地域の活性化と新たな文化を創造するため、異なった特性を持つ都市や共通課題を持つ都市との情報交換をはじめ、交流と協調を図り、まちの活力や魅力を高めます。 また、日常生活のあらゆる面で国際的なかわりが増大する中、市民の国際感覚の醸成や外国籍の人との相互理解を深めるため、多様な分野での交流などを推進するとともに、市民による国際理解学習の充実を努めます。</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
31 頁	<p>第 7 節 個性を認め合える人権の尊重</p> <p>1 人権教育・人権啓発 すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、学校、家庭、地域社会などあらゆる場や機会を通して、さまざまな人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。</p> <p>2 男女共同参画 男女共同参画社会の形成には更なる意識啓発を推進し、男女平等はもとより、多様な生き方を尊重する地域社会を築きます。また、男女が個人として能力を発揮できる男女共同参画の実現に向けて環境を整備します。</p>	34 頁	<p>第 7 節 個性を認め合える人権の尊重</p> <p>1 人権教育・人権啓発 すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、園・学校、家庭、地域社会などあらゆる場や機会を通して、さまざまな人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。</p> <p>2 男女共同参画 男女共同参画社会の形成に向けて更なる意識啓発を推進し、男女平等はもとより、多様な生き方を尊重する地域社会を築きます。また、男女が個人として能力を発揮できる男女共同参画の実現に向けて環境を整備します。</p>
32 頁	<p>第 3 章 地域の暮らしを守る安全安心都市</p> <p>市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心思考の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。</p>	35 頁	<p>第 4 章 地域の暮らしを守る安全安心都市</p> <p>市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。</p>
33 頁	<p>第 1 節 総合的な安全体制づくり</p> <p>1 消防 (略)</p> <p>2 救急 疾病構造の多様化、高齢化の進展等を踏まえ、高規格救急車の整備と救急救命士の養成及び資質の向上に努めるとともに、市民に対し応急処置の普及・啓発を推進します。また、新たな救急事案に関する教育、二次感染防止対策の整備を進めるとともに、医療機関との密接な連携体制を強化し、救急救命体制の充実、強化に努めます。</p>	36 頁	<p>第 1 節 総合的な安全体制づくり</p> <p>1 消防 (略)</p> <p>2 救急 疾病構造の多様化、高齢化の進展等を踏まえ、高規格救急車の整備と救急救命士の養成及び資質の向上に努めるとともに、市民に対し応急処置の普及・啓発を推進します。また、新たな救急事案に関する教育、二次感染防止対策の整備を進めるとともに、医療機関との密接な連携体制を強化し、救急救命体制の充実強化に努めます。</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
33 頁	<p>3 防災 （略）</p> <p>4 防犯 （略）</p> <p>5 交通安全 （略）</p>	36 頁	<p>3 防災 （略）</p> <p>4 防犯 （略）</p> <p>5 交通安全 （略）</p>
34 頁	<p>第 2 節 安心して平和な市民生活支援</p> <p>1 平和行政 「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民とともに恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図ります。</p> <p>2 消費生活 （略）</p>	37 頁	<p>第 2 節 安心して平和な市民生活支援</p> <p>1 平和行政 「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民と共に恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図ります。</p> <p>2 消費生活 （略）</p>
35 頁	<p>第 4 章 自然と調和した環境共生都市 （略）</p>	38 頁	<p>第 5 章 自然と調和した環境共生都市 （略）</p>
36 頁	<p>第 1 節 快適な生活環境の充実</p> <p>1 水道 （略）</p> <p>2 ごみ処理 （略）</p>	39 頁	<p>第 1 節 快適な生活環境の充実</p> <p>1 水道 （略）</p> <p>2 ごみ処理 （略）</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
36 頁	<p>3 下水道 快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のための汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めます。老朽化した管渠・ポンプ場・浄化センターの計画的な更新工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。また水洗化促進に努めます。</p> <p>4 し尿処理 下水道の普及にともない、効率的なし尿の収集、処理体制の整備と処理施設の適正な運営に努めます。また、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域については、浄化槽の整備を推進します。</p> <p>5 斎場 (略)</p>	39 頁	<p>3 下水道 快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のための汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めます。老朽化した管渠・ポンプ場・浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画的な更新工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。また引き続き水洗化促進に努めます。</p> <p>4 し尿処理 し尿収集体制を見直し、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営に努めます。また、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域については、浄化槽の設置を推進し、水質環境の向上に努めます。</p> <p>5 斎場 (略)</p>
37 頁	<p>第 2 節 環境保全による共生と循環</p> <p>1 地球温暖化対策 (略)</p> <p>2 地域環境の保全 (略)</p> <p>第 3 節 安全で快適な都市基盤の整備</p> <p>1 土地利用 (略)</p> <p>2 交通施設 (略)</p>	40 頁	<p>第 2 節 環境保全による共生と循環</p> <p>1 地球温暖化対策 (略)</p> <p>2 地域環境の保全 (略)</p> <p>第 3 節 安全で快適な都市基盤の整備</p> <p>1 土地利用 (略)</p> <p>2 交通施設 (略)</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
37 頁	<p>3 公園・緑地</p> <p>良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進や公園・緑地の整備・管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図ります。公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上します。</p>	40 頁	<p>3 公園・緑地</p> <p>良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進を図るとともに、公園・緑地の整備・管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図ります。公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上します。</p>
38 頁	<p>4 河川</p> <p>臨海部の活性化に向け、河川・港湾を整備・活用し、沿岸域の利用を促進します。河川については、浸水対策を図り安全性確保のための整備を行うとともに、生態系に配慮した水質の浄化対策を行い、かわまちづくりを進めます。また、港湾と沿岸域を親水空間として活用し、市民や来訪者が憩える施設の整備を検討します。</p> <p>5 公共施設</p> <p>市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直しを図ります。県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。また、市民ニーズと財源に応じて、新たな公共施設の建設を検討します。</p> <p>6 市街地整備</p> <p>鉄道駅周辺の交通の利便性を図るとともに、市街地再開発事業等の適用を検討し、再編整備を推進します。駅前広場においては、人々の交流が図れる計画的整備により市街地としての活性化を推進します。また、鉄道や河川等により分断されている市街地については、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のため、連絡路等の整備を検討します。</p> <p>7 景観まちづくり （略）</p>	41 頁	<p>4 河川・港湾</p> <p>臨海部の活性化に向け、河川・港湾を整備・活用し、沿岸域の利用を促進します。河川については、浸水対策を図り安全性確保のための整備を行うとともに、河川空間とまちの空間の融合を図る“かわまちづくり”を進めます。また、港湾と沿岸域を親水空間として活用し、市民や来訪者が憩える施設の整備を検討します。</p> <p>5 市営住宅</p> <p>市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直しを図ります。県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。</p> <p>6 市街地整備</p> <p>鉄道駅周辺の交通の利便性を図るとともに、市街地再開発事業等の適用を検討し、再編整備を推進します。駅前広場においては、人々の交流が図れる計画的整備により市街地としての活性化を推進します。また、鉄道等により分断されている市街地については、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のため、連絡路等の整備を検討します。</p> <p>7 景観まちづくり （略）</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
39 頁	<p>第 5 章 未来を拓き躍動する産業交流都市</p> <p>(略)</p>	42 頁	<p>第 6 章 未来を拓き躍動する産業交流都市</p> <p>(略)</p>
40 頁	<p>第 1 節 伝統的、先端的な産業の振興</p> <p>1 農業 (略)</p> <p>2 水産業 (略)</p> <p>3 工業 地域技術を活用したものづくりの産業の継続的な活動を維持するため、県、商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。</p> <p>4 商業 市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また、商工会議所や商店街との連携により、県の商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。</p>	43 頁	<p>第 1 節 伝統的、先端的な産業の振興</p> <p>1 農業 (略)</p> <p>2 水産業 (略)</p> <p>3 工業 地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県、商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。</p> <p>4 商業 市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また、商工会議所や商店街との連携により、商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。</p>
41 頁	<p>第 2 節 勤労者対策の充実</p> <p>1 勤労者対策 (略)</p>	44 頁	<p>第 2 節 勤労者対策の充実</p> <p>1 勤労者対策 (略)</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
41 頁	<p>第 3 節 地域資源を活かした観光の振興</p> <p>1 観光 （略）</p> <p>2 地域交流 市域及び近隣圏域との連動によるルート設計を行い、観光の形態の多様化に対応し、新たな地域交流の創出を支援します。広域展開を図るための基盤整備、交流拠点の形成、地域のブランド化、新たな地域文化の創造を通して、観光や産業とも連動した活性化を図ります。</p>	44 頁	<p>第 3 節 地域資源を活かした観光の振興</p> <p>1 観光 （略）</p> <p>2 地域交流 観光の形態の多様化に対応し、新たな地域交流の創出を支援します。広域展開を図るための基盤整備、交流拠点の形成、地域のブランド化、新たな地域文化の創造を通して、観光や産業とも連動した活性化を図ります。</p>
44 頁	<p>第 7 章 親しみある簡素で開かれた地域経営都市</p> <p>（略）</p>	45 頁	<p>第 7 章 親しみある簡素で開かれた地域経営都市</p> <p>（略）</p>
45 頁	<p>第 1 節 効率的な執行体制の整備</p> <p>1 組織・人事管理 （略）</p> <p>2 事務管理 複雑かつ多様化する行政需要に対し、迅速かつ的確な市民サービスを提供するため、広範囲な行政分野における O A 化の高度利用を推進します。 また、市民サービスの拠点としての庁舎の整備をめざします。</p> <p>3 行財政運営 （略）</p>	46 頁	<p>第 1 節 効率的な執行体制の整備</p> <p>1 行財政運営 （略）</p> <p>2 組織・人事管理 （略）</p> <p>3 事務管理 施策・事業については、事業仕分けの考え方にに基づき見直します。 複雑かつ多様化する行政需要に対し、迅速かつ的確な市民サービスを提供するため、広範囲な行政分野における O A 化の高度利用を推進します。 市民サービスの拠点としての庁舎の整備をめざします。</p>

旧（平成 22 年 1 月 22 日【第 1 版】）		新（平成 22 年 2 月 19 日【第 2 版】）	
46 頁	<p>第 2 節 広域化・情報化の円滑な推進</p> <p>1 広域行政</p> <p>市民のライフスタイルの変化に伴う生活圏の拡大や地方分権社会の進展による新たな行政ニーズに的確に対応するため、自治体間の連携を強化し、共通の地域課題への取組みを進めます。市町の枠を越えて、施設や資源を相互に活用するなど、広域の利点を生かした効率的、効果的な行政運営を推進します。</p> <p>2 情報施策 (略)</p>	47 頁	<p>第 2 節 広域連携、情報化の円滑な推進</p> <p>1 広域行政</p> <p>市民のライフスタイルの変化に伴う生活圏の拡大や地方分権社会の進展による新たな行政ニーズに的確に対応するため、自治体間の連携を強化し、共通の地域課題への取組みを進めます。また、各市町の施設や資源を相互に活用するなど、広域ネットワークの充実による行政サービスの向上と広域の利点を生かした効率的、効果的な行政運営を推進します。</p> <p>2 情報施策 (略)</p>